

西条市農業委員会 令和3年度 第7回総会 議事録

1. 日 時 令和3年10月5日(火) 午後2時00分から午後2時35分

2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.6%
推進委員 出席者 25名 欠席者 5名 出席率 83.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	20番 越智 栄二
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	21番 越智 信仁
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	22番 戸田 博明
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	24番 高橋 忠親
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	
	7番	高木キクミ	18番	青野 武	
	9番	井上 雅貴	19番	曾我 照一	

○欠席者氏名

17番 伊藤 健一 23番 真鍋 美鈴

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	14番	武方 謙一	25番	佐々木 則幸
	2番	一色 信之	15番	武田 義臣	26番	越智 勝邦
	3番	石川 孝幸	16番	鈴木 伸二	27番	玉井 隆志
	4番	加藤 武司	17番	垂水 久明	29番	曾我 敏数
	5番	伊藤 正夫	18番	山内 強	30番	今井 文雄
	6番	伊藤 龍二	19番	黒川 俊彰		
	7番	日野 哲也	20番	高橋 正		
	8番	宮武 恭宏	21番	高橋 寿夫		
	11番	篠森 均	23番	山内 信政		
	13番	一色 和成	24番	大西 宗次郎		

○欠席者氏名

9番 岡本 省三 10番 安藤 英利 12番 森田 忠茂 22番 永井 和俊

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
議案第5号 「西条地域の農業の振興に関する計画」の変更に対する意見について
議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	青野栄一	東予分室長	渡邊賢一郎
事務局次長	田口剛洋		
事務局主査	渡邊龍也	事務局主任	宇佐美紀興
農水振興課	日野智之	浅木保貴	

7. 議事内容

事務局 | ただ今から、令和3年度 第7回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

開会に当たり加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

会長 | それでは、ただ今から、令和3年度 第7回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

川上義則委員、山田好一委員の両委員をお願いいたします。

なお、欠席届出が農業委員の17番 伊藤健一委員、23番 真鍋美鈴委員、推進委員の9番 岡本省三委員、10番 安藤英利委員、12番 森田忠茂委員、22番 永井和俊委員、28番 桑原俊樹委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君をお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、101号について、審議いたします。当案件について、〇〇委員は、申請者に当たり、農業委員会法第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議長 議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 101号は、〇〇の〇〇氏が、母である〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

議長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 異議なし。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めま

す。

〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員 入場)

議 長

審議を再開いたします。

残りの21件について、事務局から説明いたします。

事務局

4ページをお願いいたします。

95号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

96号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

97号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

98号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

99号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

100号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

101号は、〇〇の〇〇氏が、母である、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

102号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

103号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

104号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

105号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

106号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

107号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

108号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

109号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

110号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

111号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

112号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、義父である、丹原町田野上方の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

113号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

114号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

115号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

116号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、21件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

106号及び114号は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。まず、106号からお願いします。

〇〇委員 今回の新規就農希望者につきまして、9月24日に東予総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、〇〇委員及び私、〇〇です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、74才であります。〇〇氏は、〇〇の〇〇株式会社の代表取締役です。〇〇及び〇〇の農地、6,524㎡を買い受け、就農しようとするものです。買い受ける農地の内、〇〇は圃場整備対象地となっており、圃場整備が終了次第、開始します。栽培する作物は、〇〇はしきび、〇〇は果樹を予定しています。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農及び農地の取得については、農業技術の習得が必要であることから、農業委員及び推進委員から指導を受けるとともに、農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議 長 114号をお願いします。

〇〇委員 今回の新規就農希望者につきまして、9月24日に丹原総合支所に

において面接を行いました。面接を行ったのは、〇〇委員及び私、〇〇です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、53才であります。〇〇氏は、〇〇及び〇〇の農地、4,832㎡を買い受け、就農しようとするものです。予定している作目は、水稻です。今後は、農業をしている父から、指導を仰ぐそうです。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議 長 以上、21件であります。95号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 95号、96号 問題ありません。
97号 問題ありません。
98号、99号 問題ありません。
100号 問題ありません。
102号 問題ありません。
103号、104号、105号、106号 問題ありません。
107号、108号、109号、110号、111号、112号、
113号 問題ありません。
114号 問題ありません。
115号、116号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということですので、以上21件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議 長 次に、9ページ、第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

10ページをお願いします。

11号は、〇〇の〇〇氏が、宅地拡張をしようとする申請でございます。

本件は、昭和37年頃に隣接地に住宅を建築し、以後、申請地を庭の一部として利用しておりました。平成16年に申請人が夫から相続を受け、今回、敷地の調査をした結果、違反転用であることが判明しました。

申請人からは、「以後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

12号は、〇〇の〇〇氏が、倉庫兼店舗を建設しようとする申請でございます。後程、5条の87号で説明いたします申請とも関連しております。

本件は、昭和45年頃に申請人の父親が申請地を造成し、一体利用地である宅地と一体で駐車場として使用しておりました。今年6月に相続し、土地を調査した結果、違反転用であることが判明しました。

申請人からは、「次回からは十分調査等を行ってから慎重に行動し二度とこのようなことのないようにいたします」との始末書が提出されております。

以上2件、ご審議よろしく申し上げます。

議長

以上、2件であります。11号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員

11号 問題ありません。

12号 問題ありません。

議長

他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議長

次に、11ページ、第3号 農地法第5条の規定による許可申請に

対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

1 2 ページをお願いします。

8 2 号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏外 2 名から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

8 3 号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、申請地の一部に違反転用により建物が建っておりました。現在は、建物も取り壊され更地の状態となっておりますが、造成部分が農地ではない状態となっていました。

譲渡人からは、「今後このようなことがないよう、所有する土地に関しては法令を遵守します」との始末書が提出されております。

8 4 号及び 8 5 号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地分譲をしようとする申請でございます。

8 6 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

8 7 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、倉庫兼店舗を建設しようとする申請でございます。

8 8 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

8 9 号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

9 0 号は、申請代理人と連絡が取れず、書類不備への対応ができておりません。書類整備ができ次第、1 1 月以降の総会にお諮りいたしますので、ご了承ください。

以上 8 件、ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長

以上、8 件であります。8 2 号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

地区委員

8 2 号 問題ありません。

8 3 号 問題ありません。

8 4 号、8 5 号 問題ありません。

8 6 号 問題ありません。

8 7 号 問題ありません。

8 8 号 問題ありません。

8 9 号 問題ありません。

9 0 号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上8件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議 長 次に、15ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容につきましては、本日、計画策定の担当課であります農水振興課から担当職員が参っておりますので、ご説明をいただきたいと思っております。

農水振興課 農水振興課の日野です。よろしくお願ひします。

私の方から、議案第4号の農業振興地域整備計画変更についてご説明させていただきます。

説明は、16ページの資料を使用して行わせていただきます。

4号は、〇〇の〇〇が、現在借用している農業用倉庫が耕作面積等の拡大で手狭になり、新たな農業用倉庫の建設を検討する必要が生じたため、自己所有地の中から適地を探索した結果、申請地を農用地から農業施設用地に用途区分の変更をしようとする申請でございます。

5号は、〇〇で、養鶏業を営んでおります〇〇が、令和2年10月に見直された家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準に対応する新たな堆肥舎を建設するための候補地を自己所有地の中から検討した結果、現在の事業地に隣接する申請地を、農用地から農業施設用地に用途区分の変更をしようとする申請でございます。

以上2件、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 以上、2件であります。4号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

地区委員 4号 問題ありません。

5号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、市長に回答します。

西条地域の農業の振興に関する計画関係

議 長 次に、19ページ、議案第5号、「西条地域の農業の振興に関する計画」の変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありました。

議案内容について、農水振興課からご説明をいただきたいと思えます。

農水振興課 農水振興課の日野です。よろしく申し上げます。

私の方から、議案第5号の西条地域の農業の振興に関する計画の変更についてご説明させていただきたいと思えます。

すみませんが、着座にてご説明させていただきます。

説明は主に22ページの資料を使用して行わせていただきます。

地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（いわゆる27号計画）についてと記載されているページです。

なお、今年度4月に行われました令和3年度第1回総会にて、同じ27号計画の説明をいたしました。その時は、平成30年度に策定したものの進捗状況についての内容でした。今回は、平成30年度に作成した計画について、新たに1件、20、21ページにありますとおり、西条市〇〇番地の〇〇氏が農家住宅を建設するため追加という形で変更するもので、4月の説明と重なる部分もございますが、ご説明させていただきます。

一般的に農振農用地、いわゆる青地については、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、市が農業振興地域整備計画、いわゆる農振計画を定めておりますが、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画、いわゆる27号計画は、市の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完する計画でございます。

一般的に農振法では、青地に指定された農用地を農振除外する場合の要件として、代替地がないことなどの5つの要件がございます。その中の一つに「土地改良事業等完了後8年を経過している土地であること」との規定があり、これに該当するものは基本的には除外が認め

られておりません。

西条市では、平成元年から着手されていた志河川ダム事業を含む国営道前道後平野土地改良事業の工事完了公告が、平成25年度末にされたことから、当該事業の受益地では、平成26年度から令和3年度までの8年間、原則、農振除外ができなくなっております。

しかしながら、「地域農業の振興の振興に資する施設」としてこの27号計画に位置付けられた施設に関しては、ほ場整備などの面的整備事業を除く土地改良事業について、例外的ではございますが8年未経過であっても除外が可能となるものでございます。

22ページの右側に27号計画の概要がございます。計画の策定主体は市となっており、対象となる施設は農家住宅等の農業の振興を図る施設となっております。

さらに、この27号計画に位置付けられるためには、農振法施行規則第4条の5第1項第27号に定められた13の要件がございます。

こちらにいくつか載せておりますが、「規模が妥当かどうか、他に代替地がないかどうか、効率的な農業利用に支障がないことですか、農地の利用集積に支障がないこと、5年以内に施設整備着手が行われること、土地改良事業の実施に支障なし等」が書かれております。計画策定には、これらの要件をすべて満たす必要があり、「農業委員会の意見聴取」についても要件の一つとなっていることから、本日の農業委員会において意見を求めるものでございます。

今後は、27号計画を定め、30日間の広告縦覧により、市民の意見を聞いた上で、計画の策定となります。計画策定後は、一般の除外手続きに移りますが、その際の農業委員会への意見聴取につきましては、今回の計画と同じ内容になることから、改めて意見聴取は行わないこととさせていただきますので、ご了承をお願いします。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 以上、1件であります。よろしくご審議をお願いします。
地元地区委員さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 6号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり承認することとし、市長に回答します。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、25ページ、議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 27ページをお願いいたします。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書28ページから36ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、

69件、面積は、**18万3,638㎡**となっております。

そのうち、所有権移転 は、5件、面積は、3万1,475㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 次に、38ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和3年8月14日から、令和3年9月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を19件、農地バンク利用登録1件 受理いたしました。

議 長 何かご意見等、ございませんでしょうか。

無いようですので、以上、報告承認案件を終了いたします。
以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。
この際、他に何かございませんか。
無いようですので、以上で総会を閉じます。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	「西条地域の農業の振興に関する計画」の変更に対する意見について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和3年10月5日 午後2時35分